

土壤汚染対策法に基づく溶出量基準・含有量基準

項目	環境省告示第18号 (溶出量基準)	環境省告示第19号 (含有量基準)
カドミウム及びその化合物	0.01mg/L以下	150mg/kg以下
六価クロム化合物	0.05mg/L以下	250mg/kg以下
シマジン	0.003mg/L以下	-----
シアン化合物	検出されない事	50mg/kg以下 (遊離シアン)
チオベンカルブ	0.02mg/L以下	-----
四塩化炭素	0.002mg/L以下	-----
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	-----
1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/L以下	-----
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	-----
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下	-----
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	-----
水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	15mg/kg以下
セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	150mg/kg以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	-----
チウラム	0.006mg/L以下	-----
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下	-----
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下	-----
トリクロロエチレン	0.03mg/L以下	-----
鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	150mg/kg以下
砒素及びその化合物	0.01mg/L以下	150mg/kg以下
ふっ素及びその化合物	0.8mg/L以下	4,000mg/kg以下
ベンゼン	0.01mg/L以下	-----
ほう素及びその化合物	1mg/L以下	4,000mg/kg以下
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと	-----
有機リン化合物	検出されないこと	-----

○環境省告示 第18号

土壤汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号)第5条 第3項第4号の規定に基づき、環境大臣が定める土壤溶出量調査に係る基準。

○環境省告示 第19号

土壤汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号)第5条 第4項第2号の規定に基づき、環境大臣が定める土壤含有量調査に係る基準。